

第4検討部会 会議録

会議の名称	第16回 第4検討部会									
開催日時	平成20年3月12日(水)午後18時30分から21時05分									
開催場所	川口市職員会館 会議室									
出席者	(部会長) 三宅副委員長 (委員) 碓委員、大崎委員、小島委員、堀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員									
会議内容	・第3回運営調整部会に向けて ・第4検討部会の条例案									
会議資料	・調整部会報告事項について(第4部会長案) ・自治基本条例の存在意義、対象者、書き方 ・先行事例における各条文の意味									
発言内容	<p>素素案の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の運営調整部会で報告する事項のうち、事務局によるスケジュール案と条例スタイルについては前回の議論で報告内容を決定した。 ・今回は、素素案の作成と専門的な組織(PI・広報等)について議論をして、当部会から報告する方針を決めたい。 ・まず、素素案の作成についてであるが、部会長案として、以下のパターンがありうると考えている。 <p>ア) 素素案の作成の主体 A 委員各自 B 各検討部会 C 運営調整部会 D 起草専門部会 E 事務局</p> <p>イ) 素素案のスタイル F 条文形式 G 項目形式 H 制定趣旨の追加</p> <p>ウ) 素素案の作成の範囲 I 素案全体 J 項目ごと</p> <p>組み合わせの可能性</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">A または B</td> <td style="width: 33%;">F または G</td> <td style="width: 33%;">I または J</td> </tr> <tr> <td>C または D</td> <td>F または G</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>F</td> <td>I</td> </tr> </table> <p>(以上、部会長)</p>	A または B	F または G	I または J	C または D	F または G	I	E	F	I
A または B	F または G	I または J								
C または D	F または G	I								
E	F	I								

- ・第1検討部会は歴史、第3検討部会はマネジメント、第5検討部会は議会など、それぞれ部会によってテーマが異なる。
 - ・こうしたなかで、調整部会で各部会の検討内容を調整することは大変難しいだろう。
 - ・私としては、各検討部会で条例案を作成することを提案したい。その結果が、部会ごとに得意分野については記述が厚く（重点的）、そうでない部分については記述が薄くなってもいいと思っている。
 - ・このように各検討部会で条例案を作成した後であれば、調整部会も調整が可能となるだろう。
 - ・そして、部会長が示した整理に従えば、「B 各検討部会 G 項目形式 I 素案全体 または J 項目ごと」となる。
- ・各部会で、また条例の項目出しをすることは二度手間であると思われる。既にたたき台として、各検討部会から条例に盛り込みたい内容が提案されているため、それを元にして運営調整部会か起草専門部会が素案を作成することが望ましいと思う。
- ・ただし、起草専門部会の作成した案は、あくまで案であって、その後の検討部会などでの審議により変更可能なものである点は留意したほうがいい。
- ・調整部会と起草専門部会の関係はどのように考えればよいか。
調整部会は条例制定に向けての事務的なところを審議する場所、起草部会は条例案の内容を検討する場所として区別できると思われる。
(部会長)
- ・起草専門部会で一度議論してもらい、その結果を各検討部会で確認するという流れであれば、検討部会の意見を反映しつつも、効率的に進められると思う。起草専門部会と検討部会が十分にコミュニケーションを図りつつ、対話的に進めることがよいと思っている。
 - ・調整部会で各検討部会から出された条例に盛り込みたい事項（項目）を整理しようとしても收拾がつかなくなるのではないかとと思っている。
 - ・私としては、検討部会はそれぞれの性格を持つものの、条例の内容全体に関わると思っていたので、素案の作成の主体は「B 各検討部会」であるべきだと思う。

- ・スケジュールのことを考えれば、起草専門部会があったほうが望ましいだろう。各部会で条例案（条文まで）を策定した場合、その取りまとめと調整が非常に難しくなっている。
- ・また、人選については、起草専門部会も専門的な組織（PI・広報等）も、委員の中から関心がある人が自由に参加できる形態をとったらいいのではないか。
- ・起草専門部会が素案を作成することに賛成である。またこの際に、事務局が起草専門部会にたたき台を条文形式で提示することが望ましいと思っている。
- ・素案が完成した後も、その後の検討部会等での議論を踏まえて、内容を柔軟に変更できるようにしたほうがいいのではないか。
- ・各委員が（短くて簡潔な）条例づくりに参加できるほうがよいと思う。そのため、PIを実施するまでは、各検討部会で条文形式の素案の作成を進めることがよいと思っている。
- ・各委員が条例作成に関与できることは大変重要だと思う。その意味では、次回の全体会の際に、各部会から条例に盛り込みたい事項（項目）をきちんと発表することが大切だと考えている。
- ・そして、各部会の発表内容を元にして、起草専門部会が素案を作成するのであれば、各委員による条例策定への関与は担保されていると思う。
- ・PIをいつ実施するかが重要である。私としては、たくさんの市民が条例策定に関わるべきだと思っている。それまでは各検討部会での議論を続けるべきだと考えている。
- ・PIには3つのパターンがあるように思う。1つ目は白紙の状態から市民に対して意見を聞くもの。2つ目は条例に盛り込む項目を整理し市民に問うもの。3つ目は条例案を示して意見を集めるものだ。
- ・これまで各検討部会で1年近く議論をしてきているので、白紙の状態ですべて市民に意見を聞くのでは、これまでの検討は何だったのか、と思われるのではないか。また、条文形式の条例案ができてからでは遅いと思っている。
- ・そのため、私としては2つ目のPIが望ましいと思う。

・一から PI を実施するとなると、条例検討の初期段階にまで戻ってしまうと考えられるので、各部会での検討内容を元に起草専門部会が素案を作成すべきだと思っている。

・しかし、市民に条例の項目だけを示しても、具体的な形になっていないと市民は理解しにくく意見も述べづらと思う。そのため、PI は条文の形になったもので実施するほうがよいと考えている。

・素案の作成と PI の話とは区別して議論してはどうか。PI の検討については、素案の作成を議論してからにしたいと思う。

・これまでに各委員から出された意見をまとめると、おおよそ次の通りとなるのではないか。

・まず、運営調整部会が起草専門部会が事務局のサポートのもとに素案のたたき台を作成する。そして、素案は条文形式ではなく項目形式とし、さらに素案に各委員の見解を反映させるため、検討部会ごとに素案について議論する。そして、各検討部会で出された意見は、運営調整部会が起草専門部会で素案に反映させることなどを審議するということがよいか。(部会長)

・素案は項目だとしても、条文をかなり意識したものとしたほうがいいのか。

・では、暫定的に第 4 検討部会からの提案は次のとおりとする。

【素案に作成について】

起草専門部会を設置して、項目形式により条例全体に関わる素案を作成することを要望する。併せて、次の 2 点を要望する。

ア) 専門部会の設置および作業にあたっては、各検討部会、各委員の意見が反映されるよう、それらと適切なコミュニケーションを取ること。

イ) 広報・PI の内容および進行状況と整合させること。(部会長)

一同異議なし

専門的な組織 (PI・広報等) について

・専門的な組織については、以下のパターンがありうると思う。

- ア) 専門的な組織を設置するか
 A 設置する B 設置しない
- イ) どのような専門的な組織を設置するか
 C PI・広報 D その他
- ウ) いつ設置するか
 E すぐに F 素案確定後 G その他
- エ) 専門的な組織に誰が参加するか
 H 各部会または運営調整部会から選出 I 委員の中の有志
 (以上、部会長)
- ・私は、「A 設置する」で「C PI・広報」と起草専門部会とし、「E すぐに」設置することとしたい。
 - ・また、参加者は、PI・広報の専門的な組織には委員の中で希望する人は誰でも入れるものとし、起草専門部会には各部会から均等な人数が入るべきだと思っている。
 - ・PIに関する組織には多くの人に関わっていいと思うが、起草専門部会については参加者が限定されるべきだろう。
 - ・専門的な組織が勝手に物事を進めるのを避けるために、運営調整部会が専門的な組織の活動(内容)をきちんとオーソライズすることが必要である。
 - ・これまでの意見を聞く限りでは、「A 設置する」「C PI・広報」「E すぐに」「I 委員の中の有志」ということでよいか。(部会長)
 - ・市民向けアンケートを実施するかどうかの話はここではしないのか。
 - ・今は調整部会から報告が求められている素案の作成や、専門的な組織のあり方について議論をしている。市民向けアンケートについては、PIに関する専門的な組織が設置された後、その組織の中で、PIの一手段として検討してはどうか。(部会長)
 - ・では、再度確認するが、「A 設置する」「C PI・広報」「E すぐに」「I 委員の中の有志」ということでよいか。(部会長)

一同異議なし

第4 検討部会の条例案

- ・ 始めに、第4 部会としての条例案を検討するにあたって、用意した資料をもとに、企業のような組織と人々の関係と国や自治体のような組織と人々との関係について比較したい。
- ・ 企業は、特定の人がつくりあげる組織である。従って、株主や従業員でない一般の人々にとっては、企業のあり方は関係のないことである。
- ・ 企業には、利潤を追求するという基本的な目標がある。その目的を達成するために、特定の人々を組織に引き込んだり、目的を行うための体制を作ることが企業の役割となる。
- ・ つまり、企業にとって最も重要なことは、特定の人々を組織に引き込んで、組織の目的を徹底的に遂行できる体制をつくること、株主が監視することによって組織が目的をきちんと達成するように促すことである。
- ・ このうち、特定の人々を組織に引き込む点については、重要な問題にはならない。組織を作る人々はそもそもその組織に関心を持っているもので、この点が国や自治体と異なる点である。
- ・ また、企業の場合、目的を遂行するにあたっては、関係のない人々を企業に引き込む必要はない。この点も企業が国や自治体といった組織と大きく異なる点である。

- ・ 一方、国や市といった組織は、特定の人々だけを引き込むのではなく、全ての人々を必要とする点で企業とは大きく異なっている。
- ・ また、目的が利潤の追求に限定されない点も異なっている。そのため、様々な目的がきちんと達成されているかを確認する必要性が出てくる。
- ・ さらに、株主によるチェックと平行な関係にあるが、市長や市議会を市民がチェックする必要がある。
- ・ 企業と大きく異なる部分は、国や市は全ての人々を引き込むことが求められている点である。全ての人々を引き込むことの必要性は、市が全ての人々に影響を与える以上、市に関心がある人に対しても、そうでない人についても、市は組織に対して関心を持ってもらう必要があるということである。
- ・ そして、全ての人々に関心を持ってもらうためには、1 つには魅力的で関心を引く組織とする点があり、もう1 つには人々が組織に向かうきっかけをつくる点があるだろう。

- ・市という組織を「目的を行うための体制を作る」ものとして位置付ける場合は、関心を持つ人々や専門家が目的の実行と組織監視を行えば十分である。
- ・一方で、「全ての人々を組織に引き込む」ものとして位置付ける場合は、無関心層や非専門家をどう引き込むかが重要な課題となる。
- ・自治基本条例のあり方を、この「全ての人々を組織に引き込む」ものと「目的を行うための体制を作る」ものの2つの要素で整理をした。勿論、自治基本条例はどちらか一方の性質のみで整理されるべきということではなく、両方の要素が混じることもあるだろう。ただし、ここでは議論を分かりやすく整理するために、敢えて2つに分けている。
- ・まず、「全ての人々を組織に引き込む」という要素を重視した場合、条例の目的は「市政への市民参加を促す」ものとなる。それは、行政の非専門家や市政に関心のない住民、子ども、外国人、障害者といった人々を含む全ての市民に条例を読んでもらうということが重要(必要)になる。
- ・この場合、条例には、非専門家でも理解できるほど簡略的なものとする必要が出てくる。具体的には、条文の数はできるだけ少なく、理念や概念については専門的でなくシンプルなものとすることである。また、既存の自治基本条例に多く見られる目的規定や定義規定などは、市民の自由な解釈を阻害する恐れがあるため、有害なもの(設ける必要がないもの)となるだろう。
- ・これに対して「目的を行うための体制を作る」ことを重視する場合は、職員などの行政の専門家や、市民団体など市政に関心のある市民に条例を読んでもらうことが重要となってくる。また、市民の属性についても、有権者や納税者といった観点が重要視されると思われる。
- ・さらに、条例の中身については、専門的かつ実行的な行政活動に耐えられるほどに詳細であり、個別的である必要が出てくる。これを(逆に)簡略で一般的な規定とすると、現場の職員や専門家が使えなくなってしまう。
- ・また、条文の数については、専門的であるために多くてもよいと思われるし、目的規定・定義規定の取り扱いについては、「全ての人々を組織に引き込む」場合とは異なり、厳密な条例の解釈と適用のために必要なものとなるだろう。

- ・この「全ての人々を組織に引き込む」と「目的を行うための体制を作る」の2つの観点から、先行自治体の自治基本条例をその構成要素別に確認したい。
 - ・「全ての人々を組織に引き込む」という視点からは、定義については、市民による自由な条例の解釈や適用を排除してしまうため、有害といえるか、もしくは重要ではないとされるだろう。
 - ・コミュニティのうち、NPO等の団体についての規定は重要ではなくなる。なぜならば、こうした市民団体はすでに市政に関心を持ち、専門的知識を持つからである。一方で、町会は全ての市民が参加することが望ましいとされる組織であるため、市民が市に向かうきっかけとして条例に盛り込む必要が出てくる。
 - ・「目的を行うための体制を作る」という視点からは、前文は専門的な規定（内容）を盛り込む場所ではないため、それほど重要とはならない。
 - ・また、市民の責務に関する規定は、監視役である市民を自ら拘束することになるので有害である。つまり、こうした規定は設けるべきではないということになる。
- ・以上、2つの観点（要素）から話をしたが、こうした観点を紹介する理由は、当部会のテーマが条例と市民の関係であるからだ。
- ・私としては、部会のテーマから言って「全ての人々を組織に引き込む」ことが重要であるとの考えから、条例は分かりやすいものでなければならぬと考えている。そしてそのためには、条例は簡略な規定とするなどの「全ての人々を組織に引き込む」タイプの要素を持つことが大切だと考える。
 - ・他の部会の進捗状況を確認させてもらったが、かなり詳細な条例の項目を提案している部会もあるようだ。しかし、我々の部会では、条例と市民というテーマであることから、敢えて簡略な条例案を提案したときに、先ほどの2つの観点を説明する必要があるかもしれないと思っている。
 - ・逆に言えば、読みやすく分かりやすい簡略な条例を提案するために「全ての人々を組織に引き込む」と「目的を行うための体制を作る」の2つの観点から整理したということになる。
 - ・次回以降の議論では、このフレームワークに基づいて、これまで議論してきた条例に盛り込みたい項目が、それぞれのフレームに当てはまるかなどをチェックしていきたいと考えている。

（以上、部会長）

- ・町会活動に実際に参加しているが、その中身は「仲良しクラブ」であり、地域に対する関心はあまり高くない。しかし、そうした町会活動に参加したいという市民は結構多いものだ。
- ・一方で、災害時には、川口は地盤が弱いため地域に老人しかいないと大変怖いと思っている。
- ・市政に対して広く市民に関心を持ってもらうためには、「協働」といった言葉で片付けるのではなく、自分や家族の生命を守るため地域に関心を持ちませんか、といったアプローチが必要になるのではないかと。
- ・実際に、市政により参加できる可能性を持つ市民とは、中学生くらいまでの子どもと、子育てをしている主婦ではないかと思っている。なぜならば、小・中学生とその親は、学校からの宿題やテストなどによって拘束できると考えられるからだ。
- ・しかし、大学生は地域を離れていく場合が多いし、サラリーマンは仕事のために同じく地域を離れるため、同じ市民でも市民参加へのハードルはかなり高いと思われる。
- ・ただし、サラリーマンであっても、災害に関しては自分の留守中の家族の安全に関わるテーマであるため、アプローチの仕方によっては関心を持つと思われる。こうした市民が関心を持つテーマを条例の要素とすることで、広い市民にアピールする条例とすることができるのではないかと。
- ・環境、災害、子どもの教育といったテーマは、例えば日中は地域を離れている市民であっても関心の高いテーマだと思うがどうか。
- ・部会長の整理に沿って言うならば、個人的には「目的を行うための体制を作る」タイプの条例を理想としている。つまり、専門家である職員を監視するといった、市民による行政の統制を重視しているというものである。
- ・ただし、「全ての人々を組織に引き込む」と「目的を行うための体制を作る」は相反するものではないかと思っている。例えば、税金がうまく使われているかといった「目的を行うための体制を作る」点を重視することは、サラリーマンなどの普段市政から縁遠い人も税金の使われ方には関心が強いと思われるため、「全ての人々を組織に引き込む」ことにも繋がるのではないかと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、無関心層を含む全ての市民にとっては、行政が失敗しないことは大変重要なことであるため、「全ての人々を組織に引き込む」と「目的を行うための体制を作る」は、それほど対立するものではないと思っている。 ・2つの観点は対立するものではないかもしれないが、技術的な規定が多くなると非専門家の市民には、条例は読みづらいものとなるのではないだろうか。(部会長) <p>次回部会のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の部会では、市民参加を促進させるためにどのような規定が条例に盛り込まれることが望ましいかについて議論したい。例えば、市民に関心を持ってもらうという観点からは、川口の「ものづくりの気質」を前面に出すことによって無関心層にも川口らしさを感じてもらうことができるかもしれない。 ・これまでに自治基本条例に盛り込みたい項目として議論したものを事務局が資料に取りまとめているが、今回はこちらを使って、本日提案したフレームワークに沿って、具体的にどのような規定(項目)を第4部会の案として提案していくかを議論したいと思う。(部会長) <p>次回以降の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の隔週ペースで部会を開催すると、全体会までにあと1回しか部会を開催することができない。 ・全体会での発表内容を検討するために、4月に入っても全体会の前に1度部会を開催したい。(部会長) <p>一同異議なし</p>
<p>次回以降日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次回は3月26日(水)18時30分から。 ・次々回は4月1日(火)18時30分から。